

## 第2次京丹後市スポーツ推進計画中間見直しについて

## ■ 計画策定の趣旨

生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興を推進し、年齢や性別を問わず、広く市民がその適性やライフステージに応じてスポーツに参画できるスポーツ、また、障害のある方が気軽に取り組めるスポーツを通じて、共生社会の充実を図るとともにグローバルな人材育成を目指すこととし、計画を策定した。

## ■ 策定の根拠

## 1) 国の策定状況

## ○「スポーツ基本法」(平成23年8月施行)

昭和36年に施行された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもの。

## ○「スポーツ基本計画」

スポーツ基本法に基づき、スポーツに関する国の目標とその実現のための政策をまとめた計画。

- ・第1期スポーツ基本計画(平成24～平成28年度)
- ・第2期スポーツ基本計画(平成29～令和3年度)
- ・第3期スポーツ基本計画(令和4～令和8年度)

## 2) 京都府の策定状況

## ○京都府スポーツ推進計画(平成26～令和5年度)

平成31年3月中間改定

## 3) 京丹後市の策定状況

## ○京丹後市スポーツ振興計画(平成20～平成30年度)

## ○京丹後市スポーツ推進計画(平成26～平成30年度)

国が「第1期スポーツ基本計画」を策定したことを鑑み、市として当該基本計画も参酌し、市スポーツ振興計画の見直しを行った。

## ○第2次京丹後市スポーツ推進計画(平成30～令和9年度)

策定5年後に中間見直しを行うこととしている。

スポーツ基本法第10条第1項では、スポーツ基本計画を参酌して、それぞれの地域の实情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めると規定されており、京丹後市も、国の基本計画を参考にしつつ、市総合計画との整合性を図り、スポーツ推進計画を策定する。

## ■ 計画期間

平成30年度から令和9年度まで。(10年間)

策定から5年経過したことにより、中間見直しを行い、令和6年度からの計画を改訂する。

## ■ 計画見直しの内容

- 1) 計画期間の中間年にあたり時点修正を行う
- 2) 計画の目標と現状
- 3) 計画の目標達成に向けて